

看護師修学資金貸付金の債権管理

担当課：健康医療部 保健医療室保健医療企画課

事務事業の概要	検出事項	監査の結果																		
<p>1 貸付金制度の概要</p> <p>(1) 看護学生に修学に必要な資金を貸し付けし、小規模医療機関への看護師定着を促す奨励的貸付制度。</p> <p>ア 正看護師養成課程は31,000円/月（無利子）</p> <p>イ 准看護師養成課程は21,000円/月（無利子）</p> <p>(2) 200床未満の病院等に就業した者の返還を免除する。</p> <p>ア 5年間就業した場合は全額を免除する。</p> <p>イ 就業期間が5年未満の場合は一部を免除する。</p> <p>2 免除対象者の把握</p> <p>(1) 卒業時に就業状況を調査している（在学する養成施設を経由）。</p> <p>(2) 卒業後3年目までに離職等をすれば本人から届出する。</p> <p>(3) 4、5年目は年1回、就業状況を調査している。</p> <p>※ 貸付決定時に、貸付終了後の諸手続、諸様式を掲載した「しおり」を配布し、返還条項や返還免除条項等を盛り込んだ契約を締結する。また、卒業時に、手続案内を配布している。</p>	<p>1 返還計画届出書が未提出であったり、居所不明等により収入調定を行えていない債務者が存在し、その人数を適時かつ正確に把握できていない（約40人）。</p>	<p>1 被貸付者からの届出に頼っていることが要因と考えられることから、返還が必要な者の状況把握を適時かつ正確に把握するためには、職員が主体的に調査等に取り組むことが必要である。</p>																		
<p>3 貸付実績</p> <table border="1" data-bbox="231 1024 1115 1184"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付者数 (うち新規)</td> <td>855人 (402)</td> <td>784人 (259)</td> <td>624人 (217)</td> <td>561人 (193)</td> <td>514人 (207)</td> </tr> <tr> <td>貸付実績額(千円)</td> <td>284,820</td> <td>265,722</td> <td>218,553</td> <td>195,925</td> <td>179,604</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H20	H21	H22	H23	H24	貸付者数 (うち新規)	855人 (402)	784人 (259)	624人 (217)	561人 (193)	514人 (207)	貸付実績額(千円)	284,820	265,722	218,553	195,925	179,604	<p>2 税政課に引き継いでいない債権(医事看護課対応分)について、「大阪府債権管理適正化指針」に定められた催告や調査が行われていない。</p> <p>(1) 督促指定期日までに納付がない場合、文書による催告は行っているものの、電話による催告・交渉は少なく、訪問による催告・交渉もほとんど行っていない。</p> <p>(2) 債務者への催告と同時に連帯保証人に対する請求を行っていない。</p> <p>(3) 財産調査の時期は、滞納（債務不履行）から6か月以内を目安に行うことになっているが、6か月以内だけでなく、6か月以上の債務不履行案件に対する財産調査も行っていない。</p> <p>(4) 債権管理簿に催告等の処理内容が記載されていない等、書類の管理が不適切である。</p>	<p>2 債権管理や回収に対する担当者の取組、組織マネジメントが十分でなく、意識改革や体制整備等抜本的な対応が必要である。</p>
年度	H20	H21	H22	H23	H24															
貸付者数 (うち新規)	855人 (402)	784人 (259)	624人 (217)	561人 (193)	514人 (207)															
貸付実績額(千円)	284,820	265,722	218,553	195,925	179,604															
<p>4 滞納債権回収の現状</p> <p>(1) 全庁的な債権管理強化の下、平成23年度から25年度末までの間、財務部税務局（税政課債権特別回収・整理チーム）に、困難事案を中心に、徴収事務を引継ぎしている。</p> <p>※ 引継前に、医事看護課で催告書を送付し、納付交渉や所在確認等を実施した。</p> <p>(2) 税政課に引き継いでいない債権（医事看護課対応分）は、職員2名、非常勤職員3名体制で債権管理を実施している。</p> <p style="text-align: center;">(平成24年度調定額等)</p> <table border="1" data-bbox="231 1566 1115 1738"> <thead> <tr> <th></th> <th>調定</th> <th>収納</th> <th>収納率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度新規調定</td> <td>95,615千円</td> <td>89,801千円</td> <td>93.9%</td> </tr> <tr> <td>前年度繰越(収入未済)</td> <td>42,494千円</td> <td>14,322千円</td> <td>33.7%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>138,109千円</td> <td>104,123千円</td> <td>75.4%</td> </tr> </tbody> </table>		調定	収納	収納率	平成24年度新規調定	95,615千円	89,801千円	93.9%	前年度繰越(収入未済)	42,494千円	14,322千円	33.7%	計	138,109千円	104,123千円	75.4%	<p>3 平成24年度に一部免除を決定した19名のうち9名については、卒業後3年以内に小規模医療機関を離職していたが届出がなく4年目の調査等により判明したもので、債権回収の着手時期が遅れ、回収すべき債権が適切に回収されていない。</p>	<p>3 卒業後3年目までは本人からの届出に頼っていることが要因と考えられることから、離職等の事実を適時かつ正確に把握するためには、職員が主体的に調査等に取り組むことが必要である。</p>		
	調定	収納	収納率																	
平成24年度新規調定	95,615千円	89,801千円	93.9%																	
前年度繰越(収入未済)	42,494千円	14,322千円	33.7%																	
計	138,109千円	104,123千円	75.4%																	
	<p>4 当貸付金制度は、看護師定着を奨励することを目的とするものであり、その効果検証は、各年度ごとに被貸付者の免除対象施設への就業割合をもって行う必要があるが、貸付年度ごとの就業状況の実態を正確に把握できていない。</p>	<p>4 業務の処理がルーチン化しており、定着状況を踏まえた当貸付制度の効果検証、事業の見直しに向けた検討が不十分である。</p>																		

事務事業を所管する健康医療部の見解

- 1 医事看護課では、全庁的なスキームの中で、財務部税務局税政課債権特別回収・整理チームと連携を図りながら、困難事例に係る債権回収に取り組んでいる。
- 2 しかし、引き継いでいない滞納債権の催告や調査等、不十分な点は認識しており、適切な催告や納付交渉、所在調査、財産調査等の実施に努めていく。
- 3 また、返還猶予者の離職状況等の早期把握は、確実な債権管理の観点から重要であると認識しており、毎年度、状況調査等を行うとともに、免除対象施設への定着状況等をデータ化するなど、把握に努めていく。

委員意見

ルール・体制の整備を早急に図り、次の事項の実現に向けて取組をより一層強化されたい。

- (1) 「大阪府債権管理適正化指針」に則った債権管理事務を徹底すること。
- (2) 全ての被貸付者の就業状況等を適時かつ正確に把握し、返還が必要な者の債権を確定し、返還を促すこと。
- (3) 各年度ごとの返還免除施設への就業割合と定着状況を正確に把握し、施策の効果検証を行うこと。

措置の内容

○ 委員意見を受け、被貸付者のデータベース化、合理的な債権管理を目指し、以下のとおり取組を強化した。

平成26年3月

- ・大阪府債権管理適正化指針に則して「大阪府看護師等修学資金貸付金債権管理・回収・整理マニュアル」を作成した。
- ・平成16年度以降の貸付金について、収納状況を整理し、返還が必要な者の債権を確定した。平成16年度の被貸付者で延滞している者への督促を行った。

平成26年4月～

- ・本マニュアルに則して、返還決定時の連帯保証人への通知を行うとともに定期的な催告手続を行っている。
- また、長期滞納案件で消滅時効が到来し時効援用書の提出のあったものについて、不納欠損処理を行った。
- ・制度説明会に、新たに養成所の事務担当者の参加も呼びかけ制度説明を行うなど制度の周知を図った。

平成27年1月～

- ・全ての被貸付者について、手書台帳での管理からエクセルによるデータベース化を行い、被貸付者情報をはじめ、貸付及び延滞の件数・額など統計処理が可能となった。
- ・効果的かつ効率的な債権回収を行うため、地域医療介護総合確保基金を活用し、専門的な知識と経験を有する民間事業者へ債権管理・回収業務及び附帯する業務を委託し、債権管理・回収業務の適正化及び効率化、未収金回収の促進を図っている。また、平成25年度までは、卒業時及び卒業後4年目のみ行っていた就業状況等の調査を本委託業務の中で卒業時及び卒業後4年目まで毎年現況調査を行うこととし、就業状況を確認することにより、早期に正確な被貸付者の確定を行うこととした。

○ 施策の効果について

データ整理をすることにより、分析が可能となった。

各年度ごとの卒業後当初の返還免除施設への就業割合については、以下のとおり上昇傾向にある。

また、免除対象施設に5年間勤務した免除対象者の割合は平均53.5%であり、一定の施策効果が上がっていると考ええる。

卒業後当初の免除対象施設への就職率

	助産師課程	看護師3年課程	看護師2年課程	准看護師課程
平成23年度	100%	63%	70%	95%
平成24年度	100%	68%	78%	96%
平成25年度	100%	77%	85%	95%